



# 熊本県公報

第 1 2 1 1 4 号

平成 24 年 5 月 22 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障がい者支援課)	2
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課)	3
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	3
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	3
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	4
○保育士登録手数料徴収事務委託	(子ども未来課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更	( 〃 )	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	( 〃 )	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	( 〃 )	6
○道路の供用開始	(道路保全課)	6
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課)	7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	7
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課)	8
○土地改良区の定款変更認可	( 〃 )	8
○土地改良区役員の退任及び就任	( 〃 )	9
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	9
<b>登 載 依 頼</b>		
○平成24年度熊本県明るい選挙推進協議会第1回会議の開催	(熊本県明るい選挙推進協議会)	10
○平成24年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会の開催	(熊本県公立大学法人評価委員会)	10

## 告 示

### 熊本県告示第 6 9 8 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町上南字麓2830番2、2834番、2840番、2841番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字麓2830番2・2840番・2841番(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第699号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字源蔵屋敷469番6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字源蔵屋敷469番6（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第700号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。  
 平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
大津じんないクリニック 菊池郡大津町陣内1167番地5	平成24年5月1日	2612775

熊本県告示第701号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。  
 平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海
かご漁業	いかかご漁業	不知火海
かご漁業	かにかご漁業	不知火海

- 2 申請期間  
平成24年5月22日から平成24年5月28日まで

**熊本県告示第702号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県荒尾市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに荒尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第703号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町岩野字底野3186番5、3186番29、3323番1、3323番3、3325番1、3325番3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字底野3186番5・3186番29・3325番3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第704号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字黒猪1579番1、1579番3、1581番、1582番3、1582番4、1582番12、1582番33から1582番55まで、1582番59、1582番61、1583番、1583番1、1595番2、1597番2、1609番1、1625番2、1626番、1630番4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字黒猪1579番1・1582番3・1595番2・1597番2・1609番1・1625番2・1626番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第705号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町四丁字宮前508番、586番1、597番1、598番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮前508番・586番1・597番1・598番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第706号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託することとしたので、告示する。

平成24年 5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の内容

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第110号の2に規定する保育士登録申請手数料、同項第110号の3に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第110号の4に規定する保育士登録証再交付手数料

2 委託の相手方

社会福祉法人日本保育協会 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

3 委託する日

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

**熊本県告示第707号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
社会医療法人社団熊本丸田会 南郷谷整形外科医院	阿蘇郡高森町大字高森2186番地1	平成24年4月2日
増田内科・胃腸内科	八代市永碓町字新地1283番地3	平成24年4月1日

( 歯 科 )

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
くにさき歯科	玉名市立願寺 3 2 4 番地 1	平成 2 4 年 5 月 1 日
クドウ歯科医院	上益城郡嘉島町鯉 1 8 0 8 番地 2	平成 2 4 年 4 月 1 日

( 調 剤 )

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
株式会社アガペ かもめ薬局	上天草市大矢野町登立 1 4 1 2 7	平成 2 4 年 4 月 1 日

熊 本 県 告 示 第 7 0 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 5 月 2 2 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

( 調 剤 )

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
栄町薬局	所 在 地		平成 2 4 年 3 月 1 2 日
	菊池市隈府 7 7 5 番地 5	菊池市隈府 7 8 0 番地 1 3	

熊 本 県 告 示 第 7 0 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 5 月 2 2 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

( 医 科 )

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
南郷谷整形外科医院	阿蘇郡高森町大字高森 2 1 8 6 番地 1	平成 2 4 年 4 月 2 日

増田内科・胃腸内科	八代市黄金町17番地1	平成24年3月31日
-----------	-------------	------------

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
くにさき歯科	玉名市立願寺324番地1	平成24年4月20日
クドウ歯科医院	上益城郡嘉島町鯉1808番地2	平成24年3月31日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
かもめ薬局	上天草市大矢野町登立14127	平成24年3月31日

熊本県告示第710号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
真野鍼灸院	真野 正純	合志市御代志820番地5小池山荘1号	平成24年4月26日

熊本県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年5月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本大津線	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目 4307番1地先から 同所 4103番4地先まで	213.0	道路法第24条工事（右折レーンの設置）

2 供用を開始する期日 平成24年5月22日

公 告

熊本県公告第293号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年12月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により高森町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス高森店  
阿蘇郡高森町大字高森2112-1ほか
- 2 高森町の意見の概要  
計画地は交差点に近く、休日等にはかなりの渋滞が生じることが懸念されるので、警察等との協議を十分行うとともに、交通整理員の配置を要望する。  
また、阿蘇くじゅう国立公園内であるため景観に配慮を願う。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び阿蘇城地域振興局総務部総務振興課  
平成24年5月22日から平成24年6月22日まで

熊本県公告第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字西沖野3957番1  
265.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市合生4075番地5  
磯田 信行

熊本県公告第295号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
洋服の青山新八代店・ドラッグストアモリ八代沖店  
八代市沖町字5番割3692番2ほか
- 2 変更する事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
廃棄物等の保管施設の位置及び容量  

(変更前) 廃棄物等保管施設No.1	A棟内東側	6立方メートル
廃棄物等保管施設No.2	B棟内東側	7立方メートル
計		13立方メートル
(変更後) 廃棄物等保管施設No.1	A棟内北側	4立方メートル
廃棄物等保管施設No.2	B棟東側	9立方メートル
計		13立方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
小売業者名 ナチュラル株式会社  
(変更前) 開店時刻 午前10時00分 閉店時刻 午後9時45分  
(変更後) 24時間営業  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後10時00分まで  
(変更後) 24時間
  - (3) 変更の年月日  
平成24年5月13日
- 3 届出年月日  
平成24年5月7日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県八代地域振興局総務部総務振興課

平成24年5月22日から平成24年9月22日まで

熊本県公告第296号

熊本市に事務所を置く石塘堰樋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	柴田 健二	熊本市西区春日7丁目16番27号
理事	寺尾 一郎	熊本市西区池上町201号
理事	小嶋 靖信	熊本市西区松尾町上松尾2078番地
理事	古場 昭光	熊本市西区野中2丁目3番26号
理事	三原 安幸	熊本市西区上代7丁目7番7号
理事	林田 安之	熊本市西区上代3丁目3番23号
理事	松村 茂	熊本市西区城山大塘3丁目6番25号
理事	富永 博文	熊本市西区城山半田3丁目3番28号
理事	井上 貞雄	熊本市西区小島3丁目19番21号
理事	田尻 幸博	熊本市西区小島5丁目8番36号
理事	森 日出輝	熊本市西区小島下町3703番地1
理事	葭村 誠一	熊本市西区小島下町1284番地
監事	江島 一孝	熊本市西区池上町2046番地
監事	清田 洋一	熊本市西区城山薬師1丁目3番15号
監事	岩本 司	熊本市西区小島8丁目11番11号
就任		
理事	竹崎 富士雄	熊本市西区池上町2099番地1
理事	谷崎 弘治	熊本市西区池上町2029番地
理事	小嶋 靖信	熊本市西区松尾町上松尾2078番地
理事	林田 義明	熊本市西区上代3丁目2番56号
理事	中村 司	熊本市西区上代7丁目2番17号
理事	西村 正義	熊本市西区城山大塘2丁目6番15号
理事	元田 幸則	熊本市西区城山半田3丁目3番22号
理事	中村 専治	熊本市西区城山薬師2丁目8番8号
理事	西川 真澄	熊本市西区小島3丁目25番33号
理事	田尻 幸博	熊本市西区小島5丁目8番36号
理事	森 日出輝	熊本市西区小島下町3703番地1
理事	岩本 司	熊本市西区小島8丁目11番11号
監事	江島 一孝	熊本市西区池上町2046番地
監事	亀浦 正行	熊本市西区新土河原2丁目8番29号
監事	葭村 誠一	熊本市西区小島下町1284番地

熊本県公告第297号

宇城市に事務所を置く松橋町土地改良区理事長本田龍一から平成24年4月9日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成24年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



熊本県公告第 298 号

菊池郡大津町に事務所を置く迫井手土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 24 年 5 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	光永 徹	菊池郡大津町大字岩坂 9 9 番地
理事	宮本 美智代	菊池郡大津町大字岩坂 1 4 3 番地
理事	江藤 国治	菊池郡大津町大字岩坂 7 8 0 番地
理事	埋田 篤郎	菊池郡大津町大字岩坂 6 5 1 番地
理事	荒木 安喜	菊池郡大津町大字岩坂 6 0 0 番地
理事	田畑 光浩	菊池郡大津町大字岩坂 5 5 4 番地
理事	甲斐 恭二	菊池郡大津町大字岩坂 5 2 2 番地
理事	山田 博信	菊池郡大津町大字岩坂 1 3 1 5 番地 1
理事	村上 秀隆	菊池郡大津町大字中島 8 3 番地 1
理事	中村 堅	菊池郡大津町大字中島 7 9 番地
理事	合志 幸治	菊池郡大津町大字中島 5 8 番地
理事	西本 政弘	菊池郡大津町大字中島 3 1 番地
理事	荒牧 佳志子	菊池郡大津町大字室 3 6 4 番地 4
監事	埋田 雅文	菊池郡大津町大字岩坂 1 5 9 番地
監事	西田 美津則	菊池郡大津町大字岩坂 6 2 1 番地
監事	元田 孝文	菊池郡大津町大字中島 1 0 2 番地
監事	荒木 繁徳	菊池郡大津町大字中島 1 7 8 番地 1
就任		
理事	光永 徹	菊池郡大津町大字岩坂 9 9 番地
理事	宮本 武夫	菊池郡大津町大字岩坂 1 4 4 番地
理事	江藤 国治	菊池郡大津町大字岩坂 7 8 0 番地
理事	埋田 篤郎	菊池郡大津町大字岩坂 6 5 1 番地
理事	前田 敏夫	菊池郡大津町大字岩坂 3 4 1 番地 3
理事	前田 徳広	菊池郡大津町大字岩坂 5 5 9 番地
理事	甲斐 恭二	菊池郡大津町大字岩坂 5 2 2 番地
理事	江藤 忠一	菊池郡大津町大字岩坂 1 3 1 0 番地
理事	村上 秀隆	菊池郡大津町大字中島 8 3 番地 1
理事	中村 堅	菊池郡大津町大字中島 7 9 番地
理事	合志 幸治	菊池郡大津町大字中島 5 8 番地
理事	西本 政弘	菊池郡大津町大字中島 3 1 番地
理事	荒牧 佳志子	菊池郡大津町大字室 3 6 4 番地 4
監事	埋田 雅文	菊池郡大津町大字岩坂 1 5 9 番地
監事	緒方 敏治	菊池郡大津町大字岩坂 5 8 1 番地
監事	元田 孝文	菊池郡大津町大字中島 1 0 2 番地
監事	荒木 繁徳	菊池郡大津町大字中島 1 7 8 番地 1

熊本県公告第 299 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 24 年 5 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール宇城イーストランド  
宇城市小川町河江字江端 1 2 1 番 1
- 2 大規模小売店舗の承継があった年月日  
平成 24 年 4 月 1 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
承継後	三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

- 4 大規模小売店舗の合併の理由  
会社合併及び商号変更のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
38,099平方メートル
- 6 届出年月日  
平成24年5月10日

**登載依頼**

**熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号**

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。  
平成24年5月22日

熊本県明るい選挙推進協議会  
会長 吉田道雄

- 1 開催日時  
平成24年5月30日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館 13階 展望会議室
- 3 議題  
(1) 平成23年度下半期の事業実施状況報告について  
(2) 平成24年度明るい選挙推進事業計画について  
(3) その他
- 4 傍聴の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村局市町村行政課選挙班）  
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））

**熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号**

平成24年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。  
平成24年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開催日時  
平成24年5月29日（火）  
午後3時から（2時間程度）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題  
・第1期中期目標期間全体に係る評価方法、評価の進め方  
・公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領の改正  
・第1期中期目標期間に係る業務実績報告書様式の決定 等
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超え

る希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）